

4.事業対象備品について(参考例)

これまでの申請や問い合わせを参考に作成したものである。疑義がある備品等については個別に自治総合センターへ確認を要するため、県へカタログ等をメールで送付すること。

区分	備品名	対象可否	留意点
あ	AED	△	<ul style="list-style-type: none"> ・自動体外式除細動器。単体では対象外。 ・他のコミュニティ備品と一緒に購入であれば可。「防災ア」で整備可。 ・AED使用の際のバッテリーパック及び使い捨てパットは、付属していない場合、一つのAEDに対して1つまで可。
	イス	○	
	ウインドブ레이カー	○	<ul style="list-style-type: none"> ・揃いの上着等。 ・広報表示は縫い付け必須（アイロンによる貼付は不可）。
	エアコン	○	<ul style="list-style-type: none"> ・設置工事費含む。 ・一部電気工事費含む。以下参考例。 対象：電圧変更、残材処分、運搬、電源増設、新規分電盤、新規配線用遮断器、分電盤・遮断器交換、幹線張替 対象外：電気設備工事点検口新設、電力申請手続 ・建物の天井埋め込み型ものは対象外。 ・既存エアコン等の撤去費用は対象外。 ・本体のほか、リモコン、室外機へも広報表示のこと。申請時に添付するカタログへ表示する旨を付記すること。
	オープンレンジ	○	ビルドインタイプは対象外。
	音響設備	○	音響機器。取り付け不可・車両取り付け不可。
か	カーテン	○	<ul style="list-style-type: none"> ・布部分は対象。 ・広報表示は縫い付け必須。 ・申請時に添付するカタログへ縫い付けにより広報表示する旨を付記のこと。 ・アコードィオン型は対象外。
	カーテンレール	×	建物と一体とみなされるため対象外。
	カーペット	△	<ul style="list-style-type: none"> ・絨毯。敷物。床に固定するものは不可。 ・広報表示の縫い付け必須（アイロンによる貼付は不可）。 ・申請時に添付するカタログへ縫い付けにより広報表示する旨を付記のこと。
	会議用テーブル	○	
	拡声器	○	取り付け不可。車両取り付け不可。
	ガステーブル	△	備え付け型は対象外だが、据え置き型は対象。
	カラオケ	○	
	空気清浄機	○	
	車イス	△	個別確認を要する。（以前は不可であったが、R5以降は対象事例有り。）
	ケアスロープ	○	
	掲示板	△	<ul style="list-style-type: none"> ・壁付けのものは対象外。 ・土地へ設置となるため、土地の登記簿と公図を提出のこと。
	血圧計	○	例外的に対象となる。
	検温器	×	体温計、非接触型体温計は全て対象外。
	広報表示	○	宝くじ社会貢献の広報表示。シールやプレートなど。
	コピー機・複合機	○	<ul style="list-style-type: none"> ・トナーセット等の消耗品は対象外。
ゴミストッカー	ゴミストッカー	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ箱。廃棄物置場。 ・オーダーメイドは対象外。 ・物置と同様、土地に定着させるアンカー工事等を伴うものは不可。 ・申請時に添付するカタログへアンカー工事等をしない旨を付記のこと。
	コロナ対策のための備品	×	対象外。

区分	備品名	対象可否	留意点
さ	座布団	○	<ul style="list-style-type: none"> ・広報表示縫い付け必須。 ・中身とカバーが別表で分かれないよう注意が必要。
	シーリングライト	○	<ul style="list-style-type: none"> ・引越し時に運搬等できるものに限る。 ・建物埋め込み式は対象外。
	芝刈り機	△	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用式のものは車両扱いとなるため不可。ステップ式も不可。 ・手押しのものは可。 ・乗用式の芝刈り機に装着する目的のアタッチメント等も不可。
	砂利	×	消耗品のため不可。
	除雪機	△	<ul style="list-style-type: none"> ・自走式のものは不可。芝刈り機と同様。 ・自走式の除雪機に装着する目的のアタッチメント等も不可。
	シルバーカー	×	介護用品となり、事業の趣旨とは異なるため対象外。
	炊飯ジャー	×	個人使用の可能性が懸念されるため対象外。
	スクリーン	○	建物への取り付け型不可。
	スピーカー	○	建物への取り付け型不可。車両取り付け不可。
	スマートフォン	×	個人使用の可能性が懸念されるため対象外。
た	太鼓	△	<ul style="list-style-type: none"> ・神社や寺等の宗教団体名称入りは不可。 ・修繕の場合は、修繕理由により可否を判断。
	畳	△	一般的な畳であれば、建物と一緒にみなされるため対象外。
	タブレット端末	○	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会の会議等に使用されるものであること。 ・個人宅に保管・設置されるものや、個人に配布するものは対象外。 ・保管場所は地域の集会所等とすること。 ・汎用性が高いため、コミュニティ活動に不可欠であること。
	提灯	△	<ul style="list-style-type: none"> ・神社や寺等の宗教団体名称入りは不可。 ・一つ一つすべてに広報表示必須。
	土	×	消耗品のため不可。
	テーブル	○	机・デスクも対象。
	デジタルカメラ	○	
	鉄板	○	
	テレビ	○	<ul style="list-style-type: none"> ・大型含む。 ・置き型、壁に設置（固定）するテレビは対象外。テレビ本体の整備と合わせた設置費用、アンテナは対象。 ・広報表示注意（クーちゃんは画面に貼付必須。裏側、脚、飛び出し型等不可） ・リモコンへも広報表示のこと。 ・申請時に添付するカタログにリモコンへも広報表示する旨を記載のこと。
	テント	○	<ul style="list-style-type: none"> ・タープも対象。 ・天幕への広報表示はプリント必須。 ・天幕の表示面積（片側）に対して1／20程度の面積は必要。30m程度離れても広報表示が認識できる大きさ。 ・脚、部品及びフレームも全てに広報表示が必要。 ・保管する袋にも広報表示必須。袋が布の場合は縫い付けが必須。 ・申請時に添付するカタログへテントのほか各部品へも広報表示する旨を付記すること。
	トイレ	×	<ul style="list-style-type: none"> ・一般コミュニティ助成やコミセンでは不可、地域づくり等の別メニューがある。 ・温水洗浄便座：建物と一緒になるため対象外。取り外し式であっても対象外。 ・簡易トイレ：プレハブトイレ、便所、使い捨てトイレ、インスタントトイレ。 ・非常用簡易トイレ：消耗品のため不可。
	土嚢袋	×	消耗品のため対象外。

区分	備品名	対象可否	留意点
な	幟（のぼり）	△	<ul style="list-style-type: none"> ・のぼり。旗。神社や寺等の宗教団体名称入りは対象外。 ・布は縫い付け必須。アイロンによる貼付は不可。
は	パソコン	○	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会の会議等に使用されるものであること。 ・個人宅に保管・設置されるものや、個人に配布するものは対象外。 ・保管場所は地域の集会所等とすること。 ・汎用性が高いため、コミュニティ活動に不可欠であること。
	発電機	○	用途はコミュニティ活動に限る。防災目的は不可。
	法被（はっぴ）	△	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教に関する文言（神社や寺等の名称、奉納等）入りは対象外。 ・広報表示は縫い付け必須。アイロンによる貼付は不可。
	ビデオカメラ	○	
	プラインド	×	建物と一体とみなされるため対象外。
	ブルーレイプレーヤー	○	
	プロジェクター	○	建物への取り付け型は対象外。
	ペタンク	○	<ul style="list-style-type: none"> ・フィールドゴルフ・フライングディスク・フリスビー・ポッチャボール等。 ・ボール等一つ一つに広報表示必須。 ・全てのポールへ表示と使用する際もシールが剥がれないような表示方法が出来る場合は対象となる。
	ポップコーン製造器	○	自走式のものは対象外。
ま	麻雀セット	×	高い娯楽性により対象外。同様の理由でゲーム機等も対象外。
	マイク	○	コンデンサ・ダイナミック。
	マッサージチェア	△	通常のマッサージチェアであれば対象。
	神輿	△	<ul style="list-style-type: none"> ・山車。神社や寺等の宗教団体名称入りは不可。
	模造刀	×	<ul style="list-style-type: none"> ・槍・包丁・出刃包丁・ピストル・拳銃・三節棍・棍棒。 ・その他武器等刃物等は模造であっても不可。
	物置・倉庫	△	<ul style="list-style-type: none"> ・物置。収納庫。 ・アンカー工事・設置工事等、土地に固定しないものに限る。 ・基礎工事を伴うものは対象外。地面にブロックを配置し、設置する場合は認められるが、アンカー工事を実施し、物置等を固定した場合は一体のものとしてみなされ対象外となる。 ・床面積10m²以上の倉庫は基礎工事をしなければ違法建築に該当するため対象外。 ・申請時に添付するカタログへアンカー工事等行わないことを付記すること。 ・今回整備する備品を保管する目的に限る。 ・物置の大きさが、今回整備し収納する備品に見合っていること。 ・オプションは不可。
や	焼きそば焼き器	○	<ul style="list-style-type: none"> ・類似：焼き鳥焼き器、バーベキューコンロ。 ・ガス等消耗品は対象外。
	湯沸かし器	△	<ul style="list-style-type: none"> ・備え付け型は対象外。 ・据え置き型（転居等の際に取り外せるようなもの。考え方としてはシーリングライトと同様）は対象。
や	遊具（ブランコ、滑台等）	△	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な遊具であれば対象。 ・市町村の管理する都市公園等に設置するものであれば対象外。 ・設置する土地に抵当権等の権利関係が付着していれば対象外。 ・土地の所有者が複数いる場合は、所有者全員から使用承諾を得る必要がある。
ら	ルンバ	○	掃除ロボット。
	冷蔵庫	○	